

名古屋港管理組合議会 みつなか美由紀議員(3月26日)

港の管理に指定管理者制度を拡大 名管は港湾管理者の役割果たせるのか

名古屋港管理組合議会が3月26日から28日に開催されました。みつなか美由紀議員は、「名古屋港管理組合港湾施設条例の一部改正」議案について質問しました。同議案は28日の本会議で、みつなか議員だけが反対し、賛成多数で可決しました。

指定管理の対象施設を拡大

今回提案された条例改正は「さらなる港湾管理の効率化に向けて、在来ふ頭関連施設の管理運営業務についても指定管理者制度を活用できるようにする」というもの。対象となる施設はコンテナ貨物を除く在来貨物を担うふ頭関連施設です。

同管理組合は今回の改正について、「指定管理者制度を導入することで、民間の柔軟かつ機動的な対応力が発揮されることが期待され、利用者の利便性と効率性の向上が図ることができる」(みつなか議員の質問に対する答弁)としています。

条例つくる前に候補企業を想定

みつなか議員は港湾管理は専門的で特殊な業務だと指摘し、指定管理者の募集・選定の方法について質問しました。同管理組合は、「2024年度に指定管理者の選定委員会を設置し、11月の名港議会での議決を経て決定する」と答弁。さらに、外貿コンテナふ頭やフェリーふ頭等の管理運営の十分な経験があるとして、「名古屋港埠頭(株)」が指定管理者として有力な候補者だと具体的に会社名を挙げました。

みつなか議員は「指定管理者に指定する業者

を事前に想定したうえで、条例を変えるというのは、順序がちがう」と指摘しました。

港湾管理者は業務を直接担うべき

港湾の管理は港湾法では、過去に国家によって戦争に利用された歴史を踏まえ、国ではなく地方公共団体が担うことになっています。



みつなか議員は「港湾管理者の業務として、『港湾施設を良好な状態に維持すること』が港湾法には明記されている。港湾施設の管理運営という、港湾管理者の”本業”を丸ごと指定管理者にゆだねるのではなく、管理組合が直接しっかり担うべきではないか」と問いました。

同管理組合は「指定管理者が担う業務は日常的な施設の維持業務であり、港湾計画の作成・港湾施設の建設・防災などはこれまで同様組合が担っていく」と答弁。また、「港湾施設の公平・公正な利用を意識して、名古屋港の管理運営に努める」と説明しました。

みつなか議員は「指定管理者制度のさらなる拡大には多くの問題がある。ひきつづき議論をしていく」と述べました。

名古屋港で風力発電

名古屋港管理組合は、風力発電について民間事業者の意見を聞き、事業方法について検討する計画です。

みつなか議員は議会で、同管理組合に対し、風力発電に限らず、他の自然エネルギーの活用や二酸化炭素を吸収する藻場や緑化への取り組みも検討するよう求めました。